

日本産業衛生学会 東海地方会 産業看護部会規則

第1章 総則

- 第1条 日本産業衛生学会東海地方会規約第4条に基づき、日本産業衛生学会東海地方会内に産業看護部会を設置し、この規則により運営する。
- 第2条 本部会は日本産業衛生学会東海地方会産業看護部会と称する。略称としては東海産業看護部会を使用する。

第2章 目的および事業

- 第3条 本部会は東海地方における産業看護活動の充実、発展をはかり、産業看護学の進歩に資すること、および会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第4条 本部会は前条の目的を達するために、研修会の開催等必要な事業を行う。

第3章 構成および組織

- 第5条 本部会の会員は、日本産業衛生学会東海地方会の普通会員で、かつ日本産業衛生学会産業看護部会に所属する者とする。
- 第6条 本部会の事務局は部会長の定めるところに置く。
- 第7条 本部会に次の役員をおく。
- | | |
|------|-----|
| 部会長 | 1名 |
| 副部会長 | 若干名 |
| 世話人 | 若干名 |
- 第8条 部会長は、日本産業衛生学会東海地方会会長が指名する。
- 第9条 副部会長および世話人は部会長が推薦し、日本産業衛生学会東海地方会理事会の承認を経て、日本産業衛生学会東海地方会会長が委嘱する。
- 第10条 役員任期は、日本産業衛生学会東海地方会役員任期に従う。
- 第11条 役員により世話人会を組織する。

第4章 職務

- 第12条 部会長は、会務を統括する。
- 第13条 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 第14条 役員は、世話人会において部会活動および収支等を審議し、日本産業衛生学会東海地方会理事会の承認のもとに、会務を執行する。

第5章 会計

- 第15条 本部会の経費は、日本産業衛生学会東海地方会からの助成金のほか、必要に応じて徴収した収入等をあてる。ただし、地方会助成金以外の会費・寄付金を徴収する場合は、日本産業衛生学会東海地方会理事会の承認を得なければならない。
- 第16条 本部会の会計年度は、日本産業衛生学会東海地方会の会計年度に準ずる。

附則 この規定は平成20年7月11日より施行する。

- 2 本規定の改正には日本産業衛生学会東海地方会理事会の承認を必要とする。
- 3 本規定の一部（第7条）を改正し、平成27年6月13日より施行する。
- 4 本会の設立年月日は、平成20年7月11日とする。
- 5 平成26年4月1日より、本部会事務局を部会長（高崎 正子）が所属する株式会社東芝四日市工場総務部健康支援センター（〒512-8550 三重県四日市市山之色町 800 059-330-1007）におく。
- 6 本規定の一部（第15条）を改正し、設立年月日と事務局所在地を附則に記載して、平成28年2月27日より施行する。
- 7 本則の名称を規定から規則に改正する。第1条において「規定」を「規則」に改正する。改正された本規則は、平成28年7月2日より施行する。